

鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月14日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第67号

鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（平成28年鴨川市告示第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「を撤去し」を「の全部又は一部の撤去（その一部の撤去にあつては、当該住宅の構造上その全部を撤去することに支障がある場合に限る。）を行い」に改める。

第5条第1号中「千円」を「1,000円」に、「18万円」を「16万2,000円」に、「15万円」を「13万2,000円」に改め、同条第2号中「千円」を「1,000円」に、「10万円」を「7万8,000円」に、「15万円」を「13万2,000円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。